

別記様式第31号(第58条関係)

※欄は記載不要		※受理年月日		※交付年月日	
		※受理番号		※交付番号	
映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項の規定により届出をします。					
		届出する年月日		令和××年××月××日	
宮城県 公安委員会殿					
届出者の氏名又は名称及び住所					
個人：住所・氏名 法人：住所、法人名、代表者氏名					
(ふりがな)					
氏名又は名称	個人は氏名、法人は法人名のみ				
住所	個人：住民票の住所地 法人：登記事項証明書の本店所在地				
本籍・国籍	日本国籍の場合は本籍（住民票と同一）、日本国籍を有しない場合は国籍、法人は空欄				
生	法人は空欄	年	月	日	生
その法人にあっては、代表者は、	(ふりがな)				
	氏名	法人の場合、代表者の氏名、住所、本籍（日本国籍を有しない場合は国籍）、生年月日等			
	住所	※住民票と同一の記載			
	本籍・国籍				
生	年	月	日	生	番
(ふりがな)		みやぎどうがはいしん			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称		ミヤギ動画配信 (備考2参照)			
事務所の所在地		営業の本拠となる事務所の所在地を記載 (事務所が無い場合は、営業者の住所)			
映像伝達用設備を識別するための電話番号等		映像を伝達する際に用いるURL等を記載 (備考4参照)			
の送信装置	氏名又は名称	映像を保管するサーバ等の設置業者を記載(備考5参照) (営業者以外が設置するサーバ等である場合のみ)			
	住所	() 局 番			
営業を開始しようとする年月日		年	月	日	

届出の10日後から営業開始可能

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載すること。
- 3 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住所)の所在地を記載すること。
- 4 「映像伝達用設備を識別するための電話番号等」欄には、法第31条の7第1項第4号の映像伝達用設備を識別するための電話番号、URL等であつて、当該映像を伝達する際に用いるものを記載すること。
- 5 「自動公衆送信装置の設置者」欄は、法第31条の7第1項第4号の自動公衆送信装置が映像送信型性風俗特殊営業を営む者以外の者が設置するものである場合に記載すること。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第32号 (第60条関係)

<p>営業の方法 (映像送信型性風俗特殊営業)</p>	
<p>氏名又は名称</p> <p>広告又は宣伝をする場合に使用する呼称</p> <p>事務所の所在地</p>	
<p>広告又は宣伝の形態</p>	<p>①する ②しない</p> <p>① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット (URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布 (場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告宣伝はしない</p>
	<p>例</p> <p>広告に用いるインターネットのサイト上に、18歳未満利用禁止と表示する。</p>
<p>18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容</p>	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金をクレジットカード決済とする。 ・利用登録時に身分証等の写しの送付を求め、年齢を確認する。 <p>(備考2参照)</p>

届出書と同様に記載

どちらかに○

該当するものを○等で囲み、括弧内に詳細を記載 (備考1参照)

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容」欄には、客の依頼を受ける方法(18歳未満の者が通常利用できない方法によつているかどうかを含む。)、利用者が18歳以上であることを担保するための措置等を具体的に記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。